欧米競争政策の動向のポイント

2025 年 12 月 24 日　№67

内　容

Ⅰ　米国競争法(政策)

1　政府調達関係

(1) FTC、テキサス州最高裁判所が提案した ABA の司法試験受験資格に関する独占的支配を排除する規則改正を支持(2025 年 12 月 2 日)

2　企業結合関係

(1) 司法省、コンステレーションによるカルパイン社の 266 億ドル買収を進めるにあたり事業譲渡を要求(2025 年 12 月 5 日)

Ⅱ　欧州競争法(政策)

1　支配的地位の濫用

(1) 欧州委員会、Google による AI のためのオンラインコンテンツの利用が競争制限的行為に該当する可能性について調査を開始(2025 年 12 月 9 日)

2　外国補助金

(1) 欧州委員会、外国補助金規則に基づき ADNOC による Covestro の買収を条件付承認(2025 年 11 月 14 日)

公益財団法人　公正取引協会
〒107-0052　東京都港区赤坂 1-4-1
赤坂 KS ビル 2F
電話　03-3585-1241　　FAX　03-3585-1265
https://www.koutori-kyokai.or.jp

Ⅰ　米国競争法(政策)

本号では、連邦取引委員会(FTC)によるテキサス州の司法試験受験資格に関する規則改正案への支持表明と、司法省(DOJ)による発電事業者の企業結合における事業譲渡の要求を取り上げる。

1件目は、FTC スタッフがテキサス州最高裁判所に対し、司法試験受験資格の教育要件を規定する ABA の権限を排除する規則改正案を支持する書簡を提出した件である。FTC によれば、現行規則は ABA に対して法曹への参入を制限する権限を付与しており、深刻な競争上のリスクを生じさせている。改正案は、ロースクール認可の判断権限を ABA からテキサス州最高裁判所に移管するものであり、ABA の独占と過度に負担の重い認可要件を弱体化させる重要な一歩であるとしている。

2件目は、DOJ 反トラスト局がコンステレーションによるカルパインの 266 億ドルの買収において、6 つの発電所の売却を要求した件である。DOJ によれば、本買収により米国最大の卸売発電事業者が誕生し、統合後の企業が電力供給を意図的に差し控えることで利益を得る可能性が高まり、テキサス州及び東海岸地域において電気料金が上昇するおそれがある。

1　政府調達関係

(1) FTC、テキサス州最高裁判所が提案した ABA の司法試験受験資格に関する独占的支配を排除する規則改正を支持(2025 年 12 月 2 日)[1]

連邦取引委員会(FTC)スタッフは、2025 年 12 月 1 日、テキサス州において司法試験を受験し法曹として活動するために必要な教育要件を規定する米国法曹協会(ABA)の権限を排除する規則改正案を支持する書簡を提出した。この書簡は、テキサス州司法試験受験資格規則 1 条の改正案に対するコメントを求めるテキサス州最高裁判所の求めに応じたものである。

FTC によるプレスリリースによれば、大要次のとおり。

現行のテキサス州司法試験受験資格規則では、受験申請者は「認可されたロースクール」の学位を取得することが求められており、テキサス州最高裁判所規則はこれを「ABA により認可されたロースクール」と定義している。

テキサス州最高裁判所に提出された書簡において、FTC の政策企画局長及び競争局長は、現行規則が、現役弁護士の団体である ABA に対して自らの職業への参入を制限する権限を付与することで、深刻な競争上のリスクを生じさせていると説明した。

[1] FTC Endorses Texas Supreme Court's Proposed Rule Change Eliminating ABA's Monopoly Control Over Bar Admission, December 2, 2025.

書簡は、ABA が法律サービスにおける競争を制限することに強い利害関係を持つ現役弁護士によって支配されていると述べている。現行規則の下では、ABA は自らの会員と競合することになる市場参加者を排除することが可能である。スタッフの書簡はさらに、ロースクールの認可を管轄する ABA の評議会もまた、ロースクールの学費を高額に維持し、より手頃な価格のロースクールの参入を阻止するインセンティブを持つ高等教育関係者によって支配されていると説明している。現行規則は、テキサス州民に必要な法律サービスを提供しうる多くの潜在的に適格な弁護士の参入を妨げている可能性が高いと、FTC スタッフの書簡は述べている。提案された改正は、将来のロースクール志願者及び法律サービスの消費者に利益をもたらすことになる。

提案された変更は、ABA の長年にわたる独占と、それに起因する費用がかかり過度に負担の重いロースクール認可要件を課す権限を弱体化させる重要な一歩であると、書簡はさらに述べている。書簡は他の州にも同様の措置を取るよう促した。

スタッフの書簡の発出を承認する委員会の投票結果は 2 対 0 であった。

プレスリリースで引用されているスタッフの書簡[2]は大要以下のとおりである。

(改正の内容)

提案された改正案は、規則第 1 条における ABA 認可への言及を削除し、「認可されたロースクール」を「最高裁判所により認可されたロースクール」と再定義するものである。これにより、どのロースクールがテキサス州司法試験受験資格を付与する十分な法学教育を提供しているかの最終判断権限が、ABA から裁判所自身に移管される。

(ABA の独占的地位の問題)

ABA は現役弁護士が大部分を占める任意加入の専門職団体であり、ロースクール認可を管轄する ABA 評議会も法科大学院・大学の管理者や教員が支配している。現役弁護士は、法律サービスにおける競争を制限することに強い利害関係を持つ者である。ABA は連邦教育省により認められた唯一のロースクール認可機関であり、40 以上の州が ABA 認可を司法試験受験資格の基準として採用することで、その独占力が強化されている。

(専門職委員会や業界団体による競争制限のインセンティブと委任された権限の濫用の可能性)

FTC は、「参入者が特定の市場に参入又は拡大するために、事実上、既存の競争者から許可を得ることが求められる」場合に生じる競争への害を強調してきた。法学者もこの点に同意し、職業免許の決定を、当該職業の現役メンバーが大部分を占める委員会に委任することの固有の危険性を強調している。この固有の利益相反と反競争的濫用のリスクは、市場参加者が排除する権限を有するいかなる認可プログラムにおいても生じる。なぜなら、最も私心

[2] FTC, Re: Proposed Amendment to Rule 1 of the Rules Governing Admission to the Bar of Texas, December 1, 2025.

のない善意の意思決定者であっても、決定が自らの地位と福利に直接関わる場合には影響を受ける可能性があるからである。

FTC は州の当局者と職業免許について協議する際、以下の点を検討するよう求めている。すなわち、「(1)免許規制が競争に重大な悪影響を及ぼす可能性があるか、(2)それらの制限が消費者被害の実際のリスクに対処することを目的としているか、(3)制限が競争への負担を最小限に抑えるよう狭く調整されているか、又はより制限的でない代替手段が利用可能か」である。この検討は、競争を阻害する「不必要な免許負担を軽減する」ことを目的としている。専門職免許の制限がこれらの原則を満たさない場合、公益に資さない可能性があり、代わりに基準を影響し設定する市場参加者の反競争的目標を促進する可能性がある。これらの原則に基づき、FTC 委員会は、サービスを適切に提供するために必要以上の認証や教育要件を供給者に課すことで競争を阻害する制限に反対してきた。

(ABA による競争阻害の歴史)

30 年前、司法省は ABA に対しシャーマン法違反の訴訟を提起し、ABA が「法学教育者にギルドとして行動させ」給与基準等を通じて競争を制限したと主張した。ABA は同意判決で和解したが、2006 年には同判決違反が認定された。現在も ABA は過度に厳格で費用のかかる要件を課し続けている。20 年以上前、Marina Lao 教授は ABA の認可基準を精査した。同教授は、それらが不合理であり、したがって反競争的であると結論づけた。なぜなら、それらは職業のエリートモデルのロースクールに対する選好を反映しており、多くの種類の法律実務には完全に適切である非エリートの法学教育を提供する学校を排除しているからである。最も憂慮すべきは、近年、ABA がすべてのロースクールに対し、法曹エリートの間で一般的な議論の多いイデオロギー的見解に適合する措置を制定するよう命じていることである。これは公衆の反対や、基本的な水準の法学教育を確保することと無関係であるにもかかわらず行われている。その一例として、ABA が認可の要件として米国のロースクールに違法な DEI 要件を課していることが挙げられる。

(消費者への影響)

ABA の独占は、すべてのロースクールに高価なモデルへの準拠を義務付け、新規参入を妨げ、革新的プログラムの開発を阻害している。法学教育コストの増加は新規弁護士の供給を制限し、消費者は法律サービスへのアクセスに苦労し、より高い費用を支払うことになる。利益を得るのは既存の ABA 会員のみである。

(結論)

ABA はもはやロースクール卒業生がテキサス州司法試験を受験する資格があるかどうかについて最終決定権を持つべきではなく、改正案は ABA の長年の独占と過度に負担の重い認可要件を課す権限を弱体化させる重要な第一歩である。

２　企業結合関係

(1) 司法省、コンステレーションによるカルパイン社の 266 億ドル買収を進めるにあたり事業譲渡を要求(2025 年 12 月 5 日)[3]

DOJ 反トラスト局は、2025 年 12 月 5 日、テキサス州司法長官と共同で、コンステレーション・エナジー・コーポレーション(Constellation Energy Corporation, Inc.)によるカルパイン・コーポレーション(Calpine Corporation)の 266 億ドル(約 4 兆 1,203 億、1 ドル=154.9 円換算)の買収に伴う反トラスト上の懸念を解消するため、デラウェア州、ペンシルベニア州、及びテキサス州にある 6 つの発電所の売却を求めると発表した。

DOJ のプレスリリースによれば、大要次のとおり。

反トラスト局は、本買収案の差止めを求める民事訴訟を、コロンビア特別区連邦地方裁判所に提起した。同時に、裁判所の承認が得られれば同局の競争上の懸念を解消することとなる和解案も提出した。

司法省反トラスト局のアビゲイル・スレーター司法次官補は次のとおり述べた。「電気料金は、毎月の公共料金の支払いに懸命に取り組むアメリカの消費者にとって、家計に直結する問題だ。電気料金に関して、アメリカ国民は発電事業者間の活発な競争による恩恵を受ける権利がある。この和解には、中部大西洋地域とテキサス州の数千万人の電力消費者に損害を与える恐れのあった買収に対し、6 つの発電所の売却が含まれています。消費者救済を確保するため、共同原告であるテキサス州との協力に感謝する。」

訴状に詳述されているとおり、本買収により米国最大の卸売発電事業者が誕生することになり、統合後の企業が 1 つ以上の発電所から電力供給を意図的に差し控えることで利益を得る可能性が高まることになる。その結果、テキサス州電力信頼性協議会(ERCOT)が運営する送電網が管轄するテキサス州、及び PJM インターコネクション(PJM Interconnection LLC)が運営する送電網が管轄するニュージャージー州、デラウェア州、ペンシルベニア州南東部、メリーランド州及びバージニア州の東海岸地域において、電気料金が上昇することになる。

本事業譲渡により、買収が ERCOT 及び PJM の電力系統に依存する消費者への競争阻害と価格上昇をもたらすという同局の懸念は解消される。具体的には、和解において両社に対し、PJM に電力を供給する 4 つの発電所及び ERCOT に電力を供給する 2 つの発電所の所有持分を譲渡することが求められている。

これは、反トラスト局が電力分野の合併において同意判決による和解を提出するのは 14 年ぶりとなる。

コンステレーションは、メリーランド州ボルチモアに本社を置くペンシルベニア州法人で、上場企業である。同社は米国最大級の発電資産所有者の一つである。2024 年の売上高は

[3] Justice Department Requires Divestitures to Proceed with Constellation's Proposed $26.6 Billion Acquisition of Calpine, December 5, 2025.

236 億ドル(約 3 兆 6,555 億円、1 ドル＝154.9 円換算)であった。現在、PJM 管内で 2 万メガワット超、ERCOT 管内で約 5,000 メガワットの発電容量を保有している。

カルパインは、テキサス州ヒューストンに本社を置くデラウェア州法人で、非上場企業である。同社は米国最大の天然ガス及び地熱による発電事業者である。ERCOT 管内で約 9,000 メガワット、PJM 管内で 5,000 メガワットの発電容量を保有している。

タニー法の規定に基づき、和解案は競争影響評価書とともに連邦官報に掲載される。和解案に関する書面による意見は、連邦官報掲載後 60 日以内に提出することができる。パブリックコメント期間の終了後、裁判所は公益に適うと判断した場合に最終判決を下すことができる。

(米国競争法(政策)の担当は、白石　幸輔・名古屋商科大学経済学部准教授。お問い合わせは、公正取引協会 info@koutori-kyokai.or.jp までお願いします。)

Ⅱ　欧州競争法(政策)

本号では、濫用事件と外国補助金の事件を取り上げる。

1件目の濫用事件において欧州委員会は、Google がウェブ出版社のコンテンツと、オンライン動画共有プラットフォーム YouTube にアップロードされたコンテンツを同社の生成 AI の学習のために利用することが競争法に違反するかを評価するため、正式な反トラスト調査を開始した。

2件目の外国補助金事件において欧州委員会は、アブダビ国営石油会社 PJSC による Covestro AG の買収を条件付で承認した。本件承認は、当事者が提示した定款からの無制限の国家補償の削除、Covestro の持続可能性分野の特許の開放を内容とする問題解消措置の完全な遵守を条件とする。

1　支配的地位の濫用

(1) 欧州委員会、Google による AI のためのオンラインコンテンツの利用が競争制限的行為に該当する可能性について調査を開始(2025 年 12 月 9 日)[4]

欧州委員会は 2025 年 12 月 9 日、Google がウェブ出版社のコンテンツと、オンライン動画共有プラットフォーム YouTube にアップロードされたコンテンツを人工知能(以下「AI」という。)のために利用することが競争法に違反するかを評価するため、正式な反トラスト調査を開始した。本調査では、Google が出版社やコンテンツ制作者に不公正な契約条件を課しているか、また当該コンテンツへの特権的アクセスを自らに認めることで競争を歪め、競争関係にある AI モデルの開発者を不利な立場に置いているかについて検討される。

米国に本社を置く Google は、オンライン広告技術、検索、クラウドコンピューティング、ソフトウェア、ハードウェア、AI 等のインターネット関連のサービスと製品に関する多国籍のテクノロジー企業である。

欧州委員会は、Google による以下の行為を懸念している。

・生成 AI を用いたサービスウェブ提供のためのウェブ出版社のコンテンツの利用

Google は適切な対価を支払うことなく、またコンテンツ利用を拒否する機会を与えることなく、検索結果ページ上で生成 AI を用いたサービス(「AI Overviews」、「AI Mode」)を提供するために、ウェブ出版社のコンテンツを利用している可能性がある。AI Overviews は、ユーザーの検索クエリに応答する AI 生成の要約をオーガニック検索結果(通常の検索結果)の上部に表示するものであり、AI Mode はチャットボットのように対話形式でユーザーの質問に答える検索タブである。欧州委員会は、Google による AI

[4] Presse Release, European Commission, Commission opens investigation into possible anticompetitive conduct by Google in the use of online content for AI purposes, 9 December 2025.

Overviews と AI Mode の生成がウェブ出版社の同意に基づいているかについて調査を行うこととし、ウェブ出版社が適切な補償を受けているか、また Google 検索へのアクセスを失うことなく、コンテンツの利用を拒否できるかについて考慮する。実際、多くの出版社はユーザー流入を Google 検索に依存しており、アクセスを失うリスクを負いたくない状況にある。

・生成 AI モデルの学習のための YouTube にアップロードされた動画等のコンテンツの利用

Google は、適切な対価を支払うことなく、またコンテンツの利用を拒否する機会を制作者に与えることなく、YouTube にアップロードされた動画その他のコンテンツを自社の生成 AI モデルの学習に使用している可能性がある。YouTube に動画をアップロードするコンテンツ制作者は、生成 AI モデル学習を含むさまざまな目的のために、自らのデータを Google が使用することを許可する義務を負っている。Google は YouTube のコンテンツ制作者に対して報酬を支払っておらず、また YouTube へのコンテンツをアップロードする際には、Google が当該データを使用することの承認が求められる。その反面、競争関係にある AI モデルの開発者は、YouTube のポリシーにより YouTube 上のコンテンツを自らの AI モデルの学習に利用することを禁止されている。

上記行為が立証された場合、Google は支配的地位の濫用を禁止する EU 運営条約 102 条と EEA(欧州経済領域)協定 54 条に違反する可能性がある。

欧州委員会は、本件について優先的に詳細な調査を実施するが、正式調査の開始は結論に予断を与えるものではない。

2　外国補助金

(1) 欧州委員会、外国補助金規則に基づき ADNOC による Covestro の買収を条件付承認(2025 年 11 月 14 日)[5]

欧州委員会は 2025 年 11 月 14 日、外国補助金規則(以下「FSR」という。)の下、アブダビ国営石油会社 PJSC(以下「ADNOC」という。)による Covestro AG(以下「Covestro」という。)の買収を承認した。本件承認は、当事者が提案した問題解消措置の全面的な遵守を条件とする。

本日の決定は、本件買収計画に対する詳細調査の開始を受けたものである。

アラブ首長国連邦(UAE)に本社を置く ADNOC は、国有の石油・ガス生産会社であり、アブダビ首長国の国営石油会社である。

Covestro(旧 Bayer MaterialScience AG)は、ドイツで設立された上場企業であり、高性能ポリマーと、その部材の供給に特に注力している化学品メーカーである。同社は幅広い産業分野に

[5] Presse Release, European Commission, Commission conditionally approves ANDOC's acquisition of Covestro under Foreign Subsidies Regulation, 14 November 2025.

製品を供給しており、現在約 1 万 8000 人の従業員を擁している。

欧州委員会による認定

欧州委員会は詳細調査において、当事者からの追加情報に加えて競争者からも意見を収集し、以下の点を認定した。

- ADNOC と Covestro は、EU 域内市場を歪めるおそれのある外国補助金を UAE から供与されていたこと。
- 上記外国補助金には、ADNOC に対する無制限の国家保証、ADNOC から Covestro への資本増強の確約、有利な税制措置が含まれていたこと。
- 認定された外国補助金は、買収過程における競争に悪影響を及ぼした可能性があること。この点について欧州委員会は、資本増強を含む ADNOC による Covestro 買収に際して提示された不当に有利な条件が他の投資家による買収提案を抑制した可能性があることを認定した。
- 認定された外国補助金は、本件取引実施後の統合された事業者の活動に関して、EU 域内市場における競争を歪める可能性が高いこと。FSR の下、無制限の国家保証は「域内市場を歪める可能性が最も高い」とされており、統合された事業者の域内市場での活動を歪めるおそれがあること。

認定された外国補助金は総体として、統合された事業者が EU 域内市場において事業活動を資金調達する能力を人為的に高め、リスク耐性を増大させるものである。その結果、統合された事業者は、補助金を供与されなかった場合と比べて、より積極的な投資戦略を採ることが可能となり、市場における他の事業者や競争条件に不利益を与えるおそれがあった。

提案された問題解消措置

欧州委員会が認定した競争上の懸念に対処するため、ADNOC は以下の問題解消措置を提案した。

- 定款を改正して通常の UAE 倒産法から逸脱しない内容とし、無制限の国家保証を削除すること。
- Covestro が有する持続可能性分野の特許について、予め設定された透明な条件と条件の下で、特定の市場参加者と共有すること。本件措置は、Covestro の持続可能性技術へのアクセスに強く依存している競争者に利益をもたらす。

欧州委員会は、上記措置により、(i)ADNOC に対する無制限の国家保証の存在が解消され、また(ii)Covestro の持続可能性特許へのアクセスから市場における事業者が得る利益は本件取引が域内市場に与える負の影響を相殺するものであると認定した。

上記措置は 10 年間有効である。Covestro の特許に関する措置については、期間の満了後も、当該期間中に締結されたライセンス契約の存続期間中は引き続き効力を有する。

欧州委員会は市場テストの過程で得られた肯定的なフィードバックを踏まえ、提案された問題解消措置は、化学産業全体、とりわけその持続可能性分野におけるイノベーションに対する波及効果が見込めるため、欧州委員会の懸念に有効に対処するものであると結論付けた。よって欧州委員会は、上記問題解消措置により修正された本件取引は、競争上の懸念を惹起するものではないと判断した。

本件決定は、問題解消措置の完全な履行を条件とする。欧州委員会の監督の下、独立した受託者が実施状況を監視する。

外国補助金規則に基づく手続

FSR は 2023 年 7 月 12 日に適用が開始された。FSR は、外国補助金により生じる競争の歪曲への対処を可能にし、EU は通商と投資に関する開放性を維持しつつ、域内市場で事業を行うすべての事業者に対し、公正な競争条件を確保することができる。

FSR によると、合併当事会社、被買収会社又は合弁事業の少なくとも 1 社が EU 域内に設立され、かつ EU における売上高が少なくとも 5 億ユーロ(900 億円、1 ユーロ＝180 円)である場合、さらに関係当事者が当該結合の直前 3 年間に第三国から合計 5000 万ユーロ(90 億円)以上の外国からの財政的拠出を受けている場合、事業者は当該企業結合を欧州委員会に届け出ることが求められる。

欧州委員会は、90 就労日の詳細調査の終了までに、(i)歪曲を完全かつ効果的に是正するものである場合には事業者が提案した問題解消措置を受け入れる、(ii)当該企業結合を禁止する、(iii)異議なし決定を採択する、のいずれかを行う。

(欧州競争法(政策)の担当は、多田　英明・東洋大学法学部教授。お問い合わせは、公正取引協会 info@koutori-kyokai.or.jp までお願いします。)